

議案第 153 号

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 21 年 11 月 25 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例

川崎市港湾施設条例（昭和 22 年川崎市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 照明施設（有料の照明施設として告示されたものに限る。以下同じ。）

別表第 2 駐車場の項の次に次のように加える。

照明施設	1 基 1 回 1 時間までごとに	1,500 円
------	-------------------	---------

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

照明施設の利用について許可制を導入するとともに使用料を徴収するため、この条例を制定するものである。